

エバーニュース

EVER NEWS

vol.11 平成27年2月15日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] 交通事故について
- 無料相談会のご案内
- [連載] 事業者向けリースについて
- 料金のご案内／事務所のご案内



交通事故について

第11回は自動車同士の交通事故について述べます。

事故が起きた場合には、まず110番通報等警察への通報が必要です。そうしないと、後で、交通事故がいつ、どこで起きたかを証明する事故証明書が取得できません。保険適用を受けるためにも、賠償を求めるためにも後日必要となるので必ず通報してください。後記の刑事、民事責任以外にも運転者として道路交通法上の報告義務がありますので、加害者も通報する必要があります。

次に、怪我が発生した場合（人身事故）か、発生していない場合（物損事故）かで処理の方法は異なります。怪我が発生していれば、まず刑事処分が問題となります。わざと車をぶつけて物を壊した場合は論外ですが、通常は過失で事故を起こす場合がほとんどですから、怪我の程度に応じて、罰金で済むのか、正式裁判となるのか、検察官の処分に委ねられ、最終的には裁判官が決めます。この場合、被害者への弁償（示談）の有無が重要なポイントとなります。

刑事処分とは別に、車や物を壊したり、死傷等の結果が生じれば、民事として損害賠償の処理をしなければなりません。

通常問題となる項目として以下のとおりです（人身のケース）。

①治療関係費（治療費、付添費用、通院交通費等）、②休業損害（働けないために生じた減収など）、③後遺障害による逸失利益（後遺症のため働くことに支障が生じることによる損害）、④慰謝料（入通院、後遺障害による精神的損害）、⑤物的損害、⑥過失相殺などです。物損事故の場合には主に⑤と⑥のみが問題となります。後遺障害は、1級から14級までの等級に分かれ、賠償額や慰謝料に大きく影響します。ご存知のように強制保険として自動車損害賠償保険があり、後遺障害の等級を事前に認定する仕組みがあります。その認定に不服である場合には再度認定の検討を求めることが可能です。認定がなされると、任意保険でもその等級に従い、さらに裁判の場合にも判決に大きく影響します。ですから、まずはじっくり治療することが必要ですが、後遺障害が残る場合には、弁護士に相談の上、等級認定については慎重に対処する必要があります。

交通事故による損害や過失割合については、定型的に処理されることが多い分野ですが、被害者側の場合、保険会社の提案をただちに受け入れるのではなく、弁護士に一度相談されることをお勧めします。

INFORMATION

無料相談会のご案内

平成27年2月17日(火)、2月27日(金)、3月10日(火) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



法人のお客さまへ



事業者向けリースについて

事業者の方へ

今回は事業者向けリースについて述べます。

リース契約は、たとえば飛行機、自動車、コンピューター、電話機など多くの商品販売に利用されています。一般には、ユーザーが選択した物件を、リース会社が、販売会社から購入して所有権を取得し、ユーザーに使用させて料金を得る取引です。資金調達、費用の平準化、早期の費用化などの目的があります。大別すると、ファイナンス・リース契約（㉗契約）とオペレーティング・リース契約（㉘契約）に分かれます。㉗契約は資金調達手段としての性格が強く、契約上中途解約ができません。仮にできるとしても相応の違約金を支払う約定になっており、リース会社は物件価格、金利、固定資産税、保険料（動産総合保険等）、リース会社の管理費・利益等の総支払額を回収できるように設定されています。一方、㉘契約はリース期間終了後の残存価格を設定したり、中途解約が可能である等、賃貸借色が強い契約です。会計処理上は、平成20年4月以降㉗契約は売買処理として扱うこととなり、㉘契約は賃貸借処理として扱うという点で違いがあります。

どちらも民法上の典型契約ではないので、法的処理については契約の内容が重要となります。㉗契約では、中途解約が禁止される以外に、瑕疵担保責任の免除、保守修繕の義務や危険負担がユーザー側にあることが一般に規定されています。㉘契約では、残存価格を設定するところに特徴がありますが、中にはメンテナンスリースといって、整備保守などをリース会社側で行う契約もあります。

締結前によく契約の内容を確認する必要がありますし、個人であっても事業者には消費者契約法の適用はないので、一般消費者のように保護はされません。また、訪問販売、通信販売や電話勧誘販売などによる場合も「営業」のために契約した場合には特定商取引法の適用もありませんので、十分注意して契約してください。

また、個人事業者を狙った電話機リースなど悪質業者による被害も発生しております。被害にあった場合や、販売業者の説明が違っている場合などのトラブルについて、販売業者とリース会社に密接な相互依存関係がある場合には、リース会社からの請求を拒むことができる場合もあるのでご相談ください。



料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）



●エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

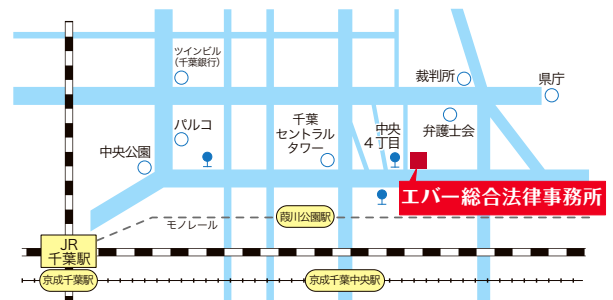
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。